税務課からのお知らせ

5/3です

地方税合同公売会（オークション）を行います。

地方税の滞納者から差し押さえた財産を、競売する公売会を開催します。公売会では物品を実際に手に触れ品定めすることができ、どなたでも参加できます。

○日　　時　平成25年5月3日（金）10時から12時30分
○場　　所　江差町役場
○参加団体　北海道檜山振興局、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
○予定物品　刈払機、エレクトーン、DVDプレイヤー等
※予定物品の詳しい内容は「檜山振興局税務課」ホームページでご確認ください。
【お問い合わせ先】檜山振興局税務課 ☎0139-52-6473 ／ 本庁税務課 ☎0137-84-5111

4/1から

法人道民税・法人事業税の手続きは札幌道税事務所へ。

４月１日から、法人道民税・法人事業税の申告書や各種届出書の提出先は札幌道税事務所で取り扱います。

○申告書等を札幌道税事務所に提出できない場合は、檜山振興局へ提出ください。
○納税証明書の申請や納税のご相談は、今までどおり檜山振興局で受け付けます。
○法人道民税・法人事業税は便利な電子申告を利用することができます。詳しい情報はeLTAXホームページをご覧ください。
【お問い合わせ先】札幌道税事務所税務管理部 ☎011-281-7834
檜山振興局税務課 ☎0139-52-6471
eLTAXホームページ http://www.eltax.jp/

無料です

自分が持っている固定資産税評価額が確認できます。

固定資産税のもととなっている、土地や家屋の評価額を、次の期間に無料で縦覧することができます。

○期　　間　４月１日（月）～５月31日（金）まで（土・日曜日、祝日は除きます。）
○時　　間　８時30分～17時15分
○場　　所　本庁税務課／大成総合支所地域町民課／瀬棚総合支所地域町民課
○縦覧できる人　町内に資産を持つ納税義務者、またはその代理人
○縦覧できる内容　土地及び家屋の所在、地番、地目、評価額等
※所有者の住所・氏名は書いてありません。

【縦覧に際してのお願い】
本人確認ができるもの（運転免許証など）をご用意願います。なお、代理人の場合は、必ず委任状が必要です。

（有料広告）

法テラス
八雲通信
No.9

法テラス
八雲法律事務所
弁護士 森田了導

「親権と面会交流」

▽両親が離婚することになった場合，子どもは誰が監護するのでしょうか。また，子どもと別居することになった親は，どのように子どもと関係をもっていけばよいのでしょうか。それが，離婚に伴う親権や面会交流の問題です。

▽未成年の子どもがいる夫婦が離婚する場合，夫婦の一方を親権者と定めなければなりません。ここでいう「親権」というのは，未成年の子どもを監護教育する権利ですが，その反面として監護教育する義務が発生するものと考えるべきでしょう。また，親権者は，子どもの財産を管理する権利義務を有することになります。夫婦が婚姻中は，子どもの親権者は「両親」であるため，夫婦が共同して親権者として子どもの監護養育にあたりますが，その夫婦が離婚した場合には，父母のいずれかが「親権者」となって単独で子どもを監護養育することになるのです。

▽では，たとえば，母親が親権者となった場合，親権者にならなかった父親はまったく子どもと交流することができなくなってしまうのでしょうか。この問題を解決するために離婚時に子どもと別居する親との面会交流を定めることが多くなってきています。法律上も，子どもとの面会交流を求めて家事調停など裁判所に申し立てをすることが認められています。

▽離婚に伴う問題は面会交流だけではなく，慰謝料や財産分与など複雑な問題を含む場合があります。当事務所でも，面会交流を始め離婚に関するご相談を受付けていますので、**「法テラス八雲法律事務所（０５０・３３８３・８３６６）」**までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、**「法テラス江差法律事務所（０５０・３３８３・５５６３）」**でも、ご相談を受付けていますのであわせてご利用ください。